

守山市に住所を有する方に

令和5年度

守山市自転車用ヘルメット購入補助金

65歳以上の方・小学校6年生までの方が対象です。



受付期間：令和5年4月3日(月)～令和6年3月31(日)

対象：市内の店舗で購入された新品の自転車用ヘルメット

※中学校指定の通学用ヘルメットは除きます。

補助率：2分の1(100円未満切捨)

上限額：高齢者 3,000 円、子ども 2,000 円



主な条件：

- ・購入した日から6か月以内に市に申請書類を提出してください。
- ・ヘルメットが安全基準(SG・CE・JCF マーク等)に適合していること。
- ・本人または申請者が自転車損害賠償保険等に参加していること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・交付は、1人につき1回限りとします。
- ・購入から2年間は、譲渡または交換はできません。

**申請方法や申請書類は、危機管理課にお問い合わせ
いただくか、守山市ホームページをご覧ください！**



申請・お問い合わせ先

守山市環境生活部危機管理課

守山市吉身二丁目5番22号(市役所2階)

TEL:077(582)1119 FAX:077(583)5066

E-Mail:kikikanri@city.moriyama.lg.jp



守山市 HP

■申請の流れ

- ①市内の店舗で新品の自転車用ヘルメットを購入
- ②購入した日から6ヶ月以内に市役所の危機管理課に下記必要書類を提出
- ③危機管理課から補助金交付(不交付)決定通知書を送付

ー以下は、交付決定通知を受けた人のみー

- ④危機管理課に交付請求書を提出(事務手続の都合から②と一緒に提出いただきます)
- ⑤補助金を請求書に記載された金融機関の口座に振込

■必要書類

- ①交付申請書・交付請求書(守山市ホームページよりダウンロードしていただくか、市役所危機管理課に設置しています。)
- ②領収書(申請者の氏名、購入日、ヘルメットの価格および店舗名が確認できるもの)
- ③説明書等(ヘルメットのメーカーおよび商品番号が確認できるもの)
- ④ヘルメットが安全基準(SG・CE・JCF マーク等)に適合していることを証する書類、またはマークが貼付されている箇所の写真(ヘルメット持参も可)
- ⑤本人が自転車損害賠償保険等に参加していることを証する書類
(ヘルメット使用者が自転車を運転しない子どもの場合は、申請者(保護者)が自転車損害賠償保険等に参加していることを証する書類)
- ⑥振込先口座が確認できる通帳(銀行名、支店名、口座名、口座番号)
- ⑦本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示がない場合は、交付申請書および交付請求書への押印が必要となりますので、印鑑をご持参ください。